

新熊本市教育大綱について

令和元年 1 2 月

国の教育振興基本計画

◆教育基本法
(平成18年12月22日法律第120号)

(教育振興基本計画)
第17条 政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆第1期 教育振興基本計画
(平成20年7月1日閣議決定)

◆第2期 教育振興基本計画
(平成25年6月14日閣議決定)

◆第3期 教育振興基本計画
(平成30年6月15日閣議決定)

○計画の期間
平成30年度～令和4年度

熊本県教育振興基本計画

第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン
(平成26年3月策定)

○計画の期間
平成26年度～平成30年度

熊本市第7次総合計画

まちづくりの重点的取組
1 安心して暮らせるまちづくり
2 ずっと住みたいまちづくり
3 訪れてみたいまちづくり

分野別施策

- 1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 5 誇るべき良好な自然環境の保全と地域環境問題への積極的な対応
- 6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 8 安全で利便性が高い都市基盤の充実

熊本市教育大綱

= 熊本市教育振興基本計画

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり ～教育都市くまもとを目指して～

基本方針

- (1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- (2) 子ども一人ひとりを大切にす教育の推進
- (3) 安全で良好な教育環境の整備
- (4) 学校教育と福祉の連携の推進
- (5) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
- (6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- (7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

熊本市教育振興基本計画実施計画

毎年9月定例教育委員会会議にて議決

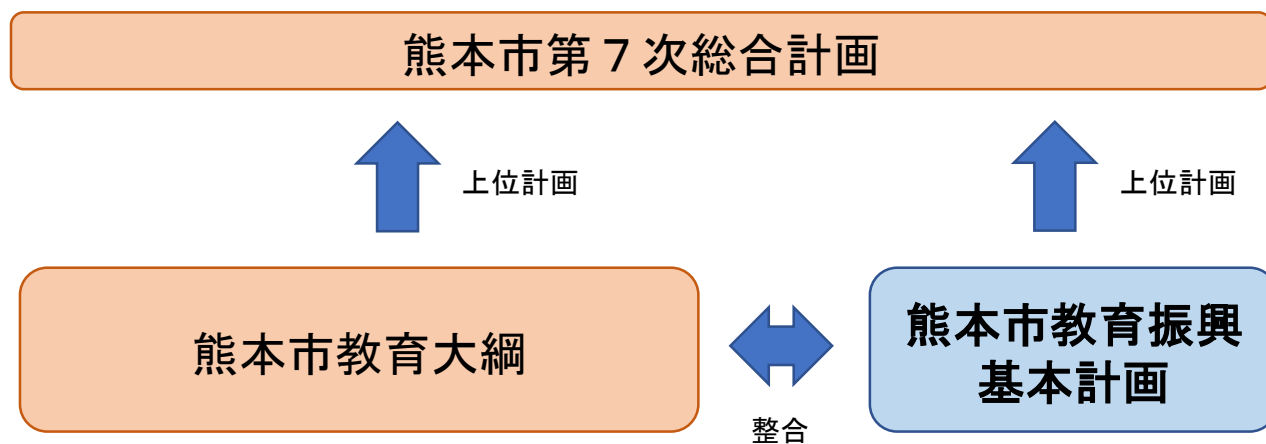
既存プラン

- ・ 熊本市生涯スポーツマスタープラン
- ・ 熊本市生涯学習指針
- ・ 熊本子ども輝き未来プラン
- ・ 熊本市男女共同参画基本計画
- ・ 健康くまもと21基本計画
- ・ 熊本市障がい者生活プラン 他

教育大綱の位置付け

熊本市市政運営の基本方針である「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野についての基本方針とアンケート調査や懇談会での意見を反映させた重点的取組みについて定めます。

また、熊本市教育振興基本計画は、本教育大綱との整合を図ります。



現 熊本市教育大綱 [教育振興基本計画] の構成

1 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長が、教育、文化及びスポーツの振興に関する目標や施策の根本的な方針である教育大綱を策定することとなった。

2 大綱の位置付け

本市政運営の基本方針である「熊本市総合計画」に基づき、「教育」「文化」「スポーツ」に関する分野についての「施策の基本方針」と市民の意見を反映させた「重点的取組」を定め、熊本市教育振興基本計画との整合を図る。

3 計画期間

平成28年度～平成31年度
まで
(4年間)

4 基本理念

熊本市が教育先進都市として発展するため、子どもたちの徳・知・体の調和のとれた「人づくり」、生涯を通じた学習、文化芸術やスポーツの振興を目指し、それらを取り巻く課題解決に向け社会全体で取り組む。

5 施策の基本方針

今後、本市が取り組んでいくべき方向性を定めた「第7次熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野について7つの方針を定める。

(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

人として大切な、豊かな心が育まれてこそ、知識や健やかな体が生かされると考え、本市の特色として、徳・知・体の調和のとれた人づくりを目指す。

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

教員が子どもと向き合い、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図る。

(3) 安全で良好な教育環境の整備

子どもたちが学校だけでなく登下校時や放課後においても、安全で良好な教育環境の中で過ごすことができるような取組を推進する。

(4) 学校教育と福祉の連携の推進

子どもたちが、将来にわたって心身ともに豊かな生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行うとともに、児童虐待などに迅速かつ確に対応できる取組を推進する。

(5) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備

市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実とその成果を地域に活かすことができる環境を整備する。また、親子の育ちの学習機会を充実させ、市民協働による家庭教育支援を強化する。

(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

歴史的文化遺産の適切な保存・活用とともに、伝統文化の継承や後継者育成への支援、新たな文化の創造やエンターテインメントなどに触れ合う機会の拡充を図る。

(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

誰もが健康で、生涯にわたるスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフにつなげることができるような取組を推進する。

6 重点的取組

児童生徒、教職員、保護者、学校評議員等へのアンケート調査や教員及びPTAとの懇談会での意見をもとに4つの重点的取組を定める。

(1) いのちを大切にす心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

○豊かな人間性や人権感覚など子どもたちの心を育むため、国に先駆け、平成29年度から道徳の教科化に向けた授業を実施する。
○いじめや不登校のほか、保護者や子どもたちの相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを充実させる。

(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

○少人数学級や少人数指導など、子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
○英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育を推進する。

(3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備

○保護者からの相談に対し専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ（仮称）」を配置する。
○子どもたちの状況を改善するため、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実を図る。
○地域の指導者育成や社会体育との連携による小学校における運動部活動の見直しを実施する。

(4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

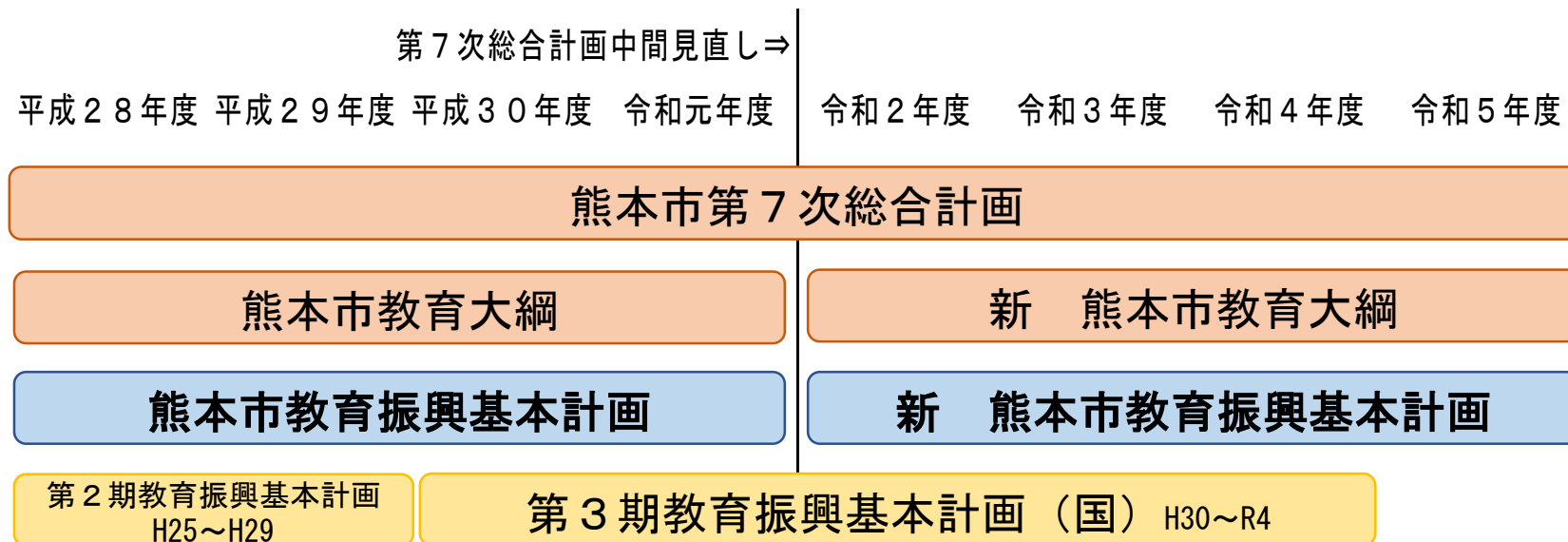
○校舎、体育館、トイレ等の計画的な改修や、普通教室へのエアコン設置による快適な学習環境の整備を推進する。
○通学路の点検や整備、保護者や地域住民が連携して取り組む交通安全確保など、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境を整備する。

7 教育大綱の推進に向けて

市長と教育委員会が連携を強化し、総合教育会議の場において、教育行政の進むべき方向性を共有しながら教育大綱に基づく施策を推進していく。

計画期間

熊本市総合計画との整合を図ることから、令和2年度から次期総合計画の見直し年度である令和5年度までの4年間を計画期間とします。



新教育大綱 構成（案）

1 策定の趣旨

2 大綱の位置付け

3 計画期間

ポイント①

・国の第3期教育振興基本計画や新学習指導要領との整合を図る

4 基本理念

ポイント②

・第7次総合計画との整合を図る

5 施策の基本方針

ポイント③

・現大綱の検証結果を基に、整理する。

6 重点的取組

7 教育大綱の推進に向けて

ポイント 1 基本理念

教育大綱の基本理念は本市の教育に関する長期的なビジョンとして掲げたものであり、策定から4年で大幅に変更する段階にはない。

そのため、基本的な考えは維持しつつも、国の第3期教育振興基本計画や新学習指導要領、第7次総合計画の中間見直しの内容との整合を図る。

【現行】

まちづくりは人づくりです。（中略）

これらの歴史に鑑み、本市が「教育先進都市」として発展できるよう、次代を担う人材の育成にかかる施策を力強く推進していかなければなりません。（中略）

そこで、本市は、このような社会環境の変化に適切に対応し、子どもたち一人ひとりが、その将来に夢や希望を抱き、十分にその能力を発揮できる環境を整え、未来へと羽ばたくことができるよう、豊かな人間性と確かな学力、健やかな体を備えた、次代を担う人づくりに全力で取り組みます。

（中略）

加えて、子どもたちはもとより、すべての市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習をはじめ、伝統ある文化芸術やスポーツの振興を推進するとともに、これを生かして地域社会に貢献できる仕組みづくりに取り組みます。

～個人と社会の目指すべき姿～

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展

～今後の教育政策に関する基本的な方針～

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるためのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

新学習指導要領

「生きる力 学びの、その先へ」

学校に学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

○子供たちの学びはどう進化するのか？

主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善
カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、以下の三つの力をバランスよく育みます

※実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能

※未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など

※学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など

ポイント 2 施策の基本方針

施策の基本方針については、本市の最上位計画である第7次総合計画と整合を図る必要があることから、現在進めている第7次総合計画の中間見直しの内容を踏まえ項目等の見直しを行う。

【現行】

- 1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 安全で良好な教育環境の整備
- 4 学校と教育と福祉の連携の推進
- 5 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

【中間見直しを踏まえた項目案】

- 1 **主体的に考え行動する力を育む教育の推進**
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 **最適な教育環境の整備**
- 4 学校と教育と福祉の連携の推進
- 5 **多彩な学習機会の提供と創造**
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

※それぞれに「現状と課題」「取組方針」「事業概要」を記載

ポイント3 重点的取組

現大綱の重点的取組については、児童生徒、教職員、保護者等に対するアンケート調査やワークショップで出された意見等をもとに集中的に取り組む事項として定めたものであり、短期間で成果が出るものではない。

現大綱の成果検証を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

【現行】

- 1 いのちを大事にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応
- 2 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- 3 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- 4 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

※それぞれに「主な取組」を記載

新教育大綱 今後のスケジュール（案）

1 2月下旬	総合教育会議	現大綱 検証報告
2月中旬	総合教育会議	素案
3月	議会（総務委員会）	素案説明
3月下旬	総合教育会議	策定

第7次総合計画と教育大綱

	第7次総合計画 (中間見直し)	教育大綱	教育振興基本計画
10月			31日 関係課会議
11月	11日 作成会議 (2役含む局長会議) 21日 外部有識者会議		下旬 教育委員会会議
12月	議会 (素案) 下旬 パブリックコメント	議会 (改訂の方向性 報告) 25日 総合教育会議 (骨子案)	議会 (教育市民委員会) 下旬 教育委員会会議
1月	中・下旬 住民説明会 下旬 外部有識者会議		下旬 関係課会議 (素案)
2月		上旬 政策調整会議 (素案) 中旬 政策会議 (素案) 中旬 総合教育会議 (素案)	上旬 政策調整会議 (素案) 中旬 教育委員会会議 (素案) 中旬 政策会議 (素案)
3月	議会 (議決)	議会 (総務委員会 素案説明) 下旬 総合教育会議 (決定)	議会 (教育市民委員会 素案説明) 下旬 教育委員会会議 (決定)